



福祉

**育** 赤ちゃんマツサイジを  
しませんか

とき 7月8日(水) 10時～11時  
ところ 教育・福祉センター  
対象 3カ月～10カ月の子どもと親  
料金 無料  
定員 20組 申し込み順  
持ち物 バスタオル2枚、おむつ、子ども用の白湯かお茶  
申し込み・詳細 6月16日(火) 9時から電話で やまて保育園子育てルーム ☎(76)0874

**育** 親子で楽しく遊びましょう

簡単な手遊び、触れ合い遊び、ゲーム遊びなど  
とき 6月18日(木) 10時～11時30分  
ところ 教育・福祉センター  
対象 2歳～3歳の子どもと親  
料金 無料  
定員 20組 申し込み順  
申し込み・詳細 6月2日(火) 9時から電話で やまて保育園子育てルーム ☎(76)0874

**育** 手作りおやつを  
作りましょう

簡単なおやつを親子で作って試食する  
とき 6月12日(金) 10時30分～11時30分  
ところ 教育・福祉センター  
対象 2歳～5歳の子どもと親  
料金 無料  
定員 10組 抽選  
持ち物 親と子のエプロン、スカーフ、フオーク、飲み物(水またはお茶)  
申し込み・詳細 6月8日(月) 9時から9日(火)16時までに電話で 子育て支援センター ☎(33)4751

**育** 出張広場遊びにおいでよ

親子で体を使って遊ぶ  
とき 7月1日(水) 13時30分～14時30分  
ところ のぞみコミュニティセンター  
対象 平成18年4月2日～平成19年4月1日生まれの子どもと親  
料金 無料  
定員 30人 申し込み順  
申し込み・詳細 6月17日(水)までに直接 警防課(市役所4階) ☎(32)6719

**障** 障害者スポーツ普及事業  
「ボッチャ教室」

ボッチャは赤または青のボールをジャック(白い玉)により近づけて投げる競技です  
とき 6月27日(土) 10時～12時(9時30分受け付け開始)  
対象 市内在住の身体障がい者(脳性マヒ等上下肢障がい者)とその援助者  
料金 無料  
持ち物 上靴、タオル  
ところ・申し込み・詳細 6月19日(金)土・日曜日を除く)までに 電話または直接 心身障害者福祉センター ☎(34)5821

**親子ボランティア体験**

視覚障がいの方々といっしょに、そばづくりに挑戦する  
とき 6月28日(日) 10時～14時  
ところ ふれあい3・3  
対象 小学3～6年生と保護者  
料金 千円  
定員 10組 申し込み順  
持ち物 エプロン、バンダナ、子どものみ上靴  
申し込み・詳細 6月8日(月)～23日(火) 電話で ボランティアセンター(ふれあい3・3内) ☎(84)6481

**方法を学ぶ**

とき 6月24日(水) 13時30分～16時30分  
ところ 白鳥アリーナ  
料金 無料  
定員 30人 申し込み順  
申し込み・詳細 6月17日(水)までに直接 警防課(市役所4階) ☎(32)6719

**家庭教育学習会**

家庭教育専門アドバイザーによる「子どもの成長と親の関わり方」の講演、懇談会、個別懇談  
とき・ところ 左表のとおり



催し・講座

**普通救命講習会**  
人工呼吸や胸骨圧迫などの応急手当の方法とAEDの使用

**PMF若小牧ボランティア友の会会員募集**  
対象 18歳以上  
主な事業 ●7月7日(火)のPMF若小牧公演の支援、広報活動 ●PMF札幌公演などへのバスの実施  
申し込み・詳細 6月19日(金)まで 文化振興課 ☎(32)6752

**託児** 開催日の2日前までに参加する会場へ直接申し込み  
料金 無料  
対象 高校生以下の子どものを持つが、教育に関心がある方  
詳細 青少年課 ☎(32)6759

**6月の無料市民相談**  
会場 ふれあい13・3

**法律相談**  
とき・担当 26日(金)＝岡田秀樹弁護士 9時30分～12時(1人20分程度)  
定員 7人 先着順  
申し込み 6月1日(月)から市役所1階市民相談所で内容を話して相談券を受け取ってください。来られない場合はご相談ください。  
**夜間心配ごと相談**  
とき 9日(火) 18時～20時  
内容 家庭、離婚、相続、金銭貸借などの問題 直接ふれあい13・3へ

**詳細** 市民相談所(市役所1階) ☎32-6111 内線2121  
市役所1階の市民相談所では、平日の8時45分から17時15分まで心配ごと相談を受け付けています。秘密は厳守します。

**とまごまい** 広告のご案内 **広告募集中!!**  
あなたの会社を広報とまごまいでPRしてみませんか?  
16～25頁 1枠 42,000円(税込み)  
28頁 1枠 105,000円(税込み)  
申し込みは下記の広告代理店へご連絡ください  
**北日本広告社** 若小牧営業所 ☎0144-36-7751

**介護サービスを利用しやすいように支援をしています**

申請先・詳細 介護福祉課 ☎32-6342

高額サービス費の上限額を所得に応じて設定

介護サービスを利用したときは、その世帯内での1カ月のサービスにかかる負担額(月額)が表1の上限額を超えたときは、申請によりその超えた額が払い戻されます。なお、利用料を支払ってから2年が経過すると払い戻しを受ける権利がなくなりますのでご注意ください

表1	区分	利用者負担上限額
高額サービス費上限額	・生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付の受給者 ・利用者負担を15,000円にすることで生活保護受給者とならない場合	世帯15,000円
	・世帯全員が市民税非課税の方	世帯24,600円
	・課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下 ・高齢福祉年金の受給者	個人15,000円
	・上記以外	世帯37,200円

居住費・食費の利用者負担(負担限度額)を所得に応じて設定

介護保険施設に入所したときおよびショートステイ利用時の居住費・食費についても所得状況に応じて表2のとおり軽減されます。なお、減額を受けるためには申請が必要です。減額された方は「減額認定証」を交付します

表2	利用者負担段階	居住費の限度額(月額)			食費の限度額(月額)
		ユニット型個室	ユニット型準個室など	多床室	
利用者負担段階と負担限度額	第1段階 ●高齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方 ●生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付の受給者	820円	490円(320円)	0円	300円
	第2段階 ●世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	820円	490円(420円)	320円	390円
	第3段階 ●世帯全員が市民税非課税で第2段階に該当しない方	1,640円	1,310円(820円)	320円	650円
	第4段階以上 ●上記以外の方	1,970円	1,640円(1,150円)	320円	1,380円

( )内は特別養護老人ホームに入所または短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の額

**社会福祉法人による軽減措置**  
市民税非課税世帯で世帯収入や預貯金などが一定条件に当てはまる方が、社会福祉法人の提供する訪問介護(ホームヘルプサービス)、通所介護(デイサービス)、短期入所生活介護(ショートステイ)、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護および特別養護老人ホームにおける施設サービスを利用する場合、利用者負担が軽減される場合があります